法友倶楽部OJT制度　実施要領（令和４年８月試案）

法友倶楽部法曹交流委員会

委員長　中　塚　　雄　太

１　本制度の主な対象者

　　OJTの主な受講者は、独立後間もない法友倶楽部所属弁護士とする。勤務弁護士でも希望があれば対応する。

　　OJTチューターは、主に若手会員サポート担当を想定する。都合が合わない場合は、他の弁護士に声を掛ける。

　　運用前に、若手会員サポートの先生方に、了解を得ておく必要がある。

２　本制度の対象事件

　　主に、若手会員サポートの対象事件とする。

３　費用関係

　　OJT受講者から、本制度の利用の対価を徴収しない。

　　OJTの対象となる個別の事件の着手金・報酬金等の分配（額又は割合）は、OJT開始時に決定する。着手金・報酬金の折半を提案するが、事件の難易度、OJT受講者の関与の度合い、事件終了までの期間の見込みなどを総合的に考慮して、受講者とチューターで相談して決めるものとする。

４　マッチング方法

　　事務所を独立した弁護士に、委員長又は常幹などから、個別にメールや事務所披露時に、OJT・若手会員サポート制度の案内をし、希望を聴取する。OJT希望があれば、その分野の若手会員サポート弁護士（又は都合が悪いようであれば他の弁護士）とマッチング（顔つなぎ）をし、今後都合のよい案件があれば、チューター又は受講者から、相互に声をかけてもらうこととする。共同受任となれば、委員長又は常幹などに、いずれかから報告していただく。

５　アンケート

　　事件終了後に、OJT受講者及びチューターに対し、アンケートを実施し、制度改善につなげる。

以上